

- ① 共働き夫婦の子の扶養認定について。
- ② 年収 200 万円の父と年収 70 万円の母と同居している被保険者。母の扶養認定について。

①について

「夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について」

令和3年4月30日保保発0430第2号 一部抜粋

1. 夫婦とも被用者保険の被保険者の場合

- ・被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、被保険者の年間収入(過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだものとする。以下同じ。)が多い方の被扶養者とする。
- ・夫婦双方の年間収入の差額が年間収入の多い方の1割以内である場合は、被扶養者の地位の安定を図るため、届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とする。

2. 夫婦の一方が国民健康保険の被保険者の場合

被用者保険の被保険者については年間収入を、国民健康保険の被保険者については直近の年間所得で見込んだ年間収入を比較し、いずれか多い方を主として生計を維持する者とする。

3. 主として生計を維持する者が健康保険法(大正11年法律第70号)第43条の2に定める育児休業等を取得した場合、当該休業期間中は、被扶養者の地位安定の観点から特例的に被扶養者を異動しないこととする。ただし、新たに誕生した子については、改めて上記1又は2の認定手続きを行うこととする。

4. 年間収入の逆転に伴い被扶養者認定を削除する場合は、年間収入が多くなった被保険者の方の保険者等が認定することを確認してから削除することとする。

以上より、原則として収入金額の多い方の被保険者を主として生計を維持する者とする。

②について

民法第 752 条 夫婦に課される同居、協力、および扶助の義務

同居の義務 → 夫婦は、原則として同じ場所に住み、家庭を共に営む義務があります。同居は家庭生活を形成し、維持する上での基本的要素とされています。

協力の義務 → 夫婦が互いの生活や家庭の運営において協力し合う責任。家事の分担や経済的な支え合いが含まれます。

扶助の義務 → 夫婦が互いの生活を支える責任を指します。精神的な支えや経済的な支援を含み、夫婦が困難な状況にあるときに特に重要です。

健康保険法第 3 条第 7 項各号

この法律において「被扶養者」とは、次に掲げる者で、・・・この限りでない。

- 一 被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。以下この項において同じ。）の直系尊属、配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、子、孫及び兄弟姉妹であって、主としてその被保険者により生計を維持するもの。
- 二 被保険者の三親等内の親族で前号に掲げる者以外のものであって、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの。
- 三 被保険者の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子であって、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの。
- 四 前号の配偶者の死亡後におけるその父母及び子であって、引き続きその被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの。

「収入がある者についての被扶養者の認定について」

昭和 52 年 4 月 6 日付け保発第 9 号 一部抜粋

法第 3 条第 7 項各号の、

「主として被保険者により生計を維持」されている状況が確認されて初めて、以下の基準に満たしているか考えることとなります。

1 被扶養者としての届出に係る者(以下「認定対象者」という。)が被保険者と同一世帯に属している場合

(1) 認定対象者の年間収入が130万円未満(認定対象者が60歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあつては180万円未満)であつて、かつ、被保険者の年間収入の2分の1未満である場合は、原則として被扶養者に該当するものとする。

(2) 前記(1)の条件に該当しない場合であっても、当該認定対象者の年間収入が130万円未満(認定対象者が60歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあつては180万円未満)であつて、かつ、被保険者の年間収入を上廻らない場合には、当該世帯の生計の状況を総合的に勘案して、当該被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認められるときは、被扶養者に該当するものとして差し支えないこと。

2 認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合

認定対象者の年間収入が、130万円未満(認定対象者が60歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあつては180万円未満)であつて、かつ、被保険者からの援助に依る収入額より少ない場合には、原則として被扶養者に該当するものとする。

【主としてその被保険者により生計を維持されているかどうかの判断材料】

- ① 被扶養者になる人に配偶者はいる否か。
- ② 被扶養者となる人は、被保険者の税法上の扶養親族に該当しているか否か。
- ③ 被扶養者となる人に収入はあるか否か。
- ④ 被扶養者となる人は、被保険者と同居しているか別居しているか。
- ⑤ 住居費、光熱費等ほどあなたが負担をしているのか。
- ⑥ 被保険者には勤務先から扶養手当が支給されているか否か。

など、総合的に判断して認定をすることになります。特に①、②については大きな判断材料になります。父親の税法上の扶養親族になっている母親を、たとえ収入要件を満たしていたとしても子の健康保険法上の被扶養者に認定することはできません。